令和3年度補正予算

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・M&A後の経営革新やM&A時の専門家活用等を
年間を通じて機動的かつ柔軟に補助します

①経営革新事業

✓ **事業承継・M&A後の経営革新**（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します

②専門家活用事業

✓ **M&A時の専門家活用**に係る費用（ファイナンシャルアドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象です

③廃業・再チャレンジ事業

✓ **事業承継・M&Aに伴う廃業等**に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

経営革新事業	専門家活用事業
廃業・再チャレンジ事業	

※廃業・再チャレンジ事業は、経営革新事業・専門家活用事業と併用できます

お問い合わせ先　中小企業庁　事業環境部　財務課（03-3501－5803）

経済産業省　中小企業庁

以下の①～③に該当する取組を支援します

①経営革新事業

事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助

＊**創業支援型**
他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合

＊**経営者交代型**
親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合

＊**M&A型**
M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ場合

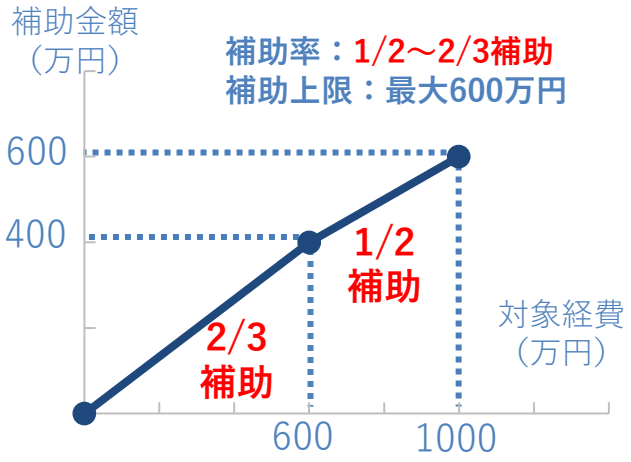

②専門家活用事業

M&A時の専門家活用に係る費用（ファイナンシャルアドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助

＊**買い手支援型**
M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等

＊**売り手支援型**
M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等

補助率	2/3補助
補助上限	600万円 ※M&Aが未成約の場合は300万円

登録M&A支援機関（一覧）

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

③廃業・再チャレンジ事業

事業承継・M&Aに伴う廃業に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助
【補助率：2/3補助、補助上限：150万円】

＊事業承継・M&Aに伴って一部事業の廃業を行う場合
＊M&Aが成約せずに廃業せざるを得ず、再チャレンジに取り組もうとする場合等
※経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能

お問い合わせ先

中小企業庁　事業環境部　財務課（03-3501-5803）